

みなさん こんにちは 中村です。梅雨の季節ですが、お元気でご活躍の事と思います。「ADR検討会」の審議に基づきADR法が昨年11月19日に成立しました。毎日、争い事もなく幸せに暮らしていければいいのですが。隣家との境界線のトラブルとか、相続により、残された家族が遺産分割でもめるとか、車の接触事故とか、生きて行くうえで、さまざまな問題が発生します。双方が知恵を出し合って、納得できる解決方法が見つければ、それがベストですね。何か事があってから、必要となる法律をつくるので、やむをえず対応が遅れ気味です。国民のための法律。国民あっての法律です。ADR と合わせて上手に活用して行きましょう。何かあればいつでもお声をかけて下さい(^v^)

Alternative Dispute Resolution

ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）

裁判外紛争解決手続とは読んで字のごとく裁判での判決を仰ぐことなく、第三者が紛争に介入することにより当事者同士で和解・仲裁・調停など裁判所を介さずに解決に運ぶ手続です。現在でもこのような裁判外紛争解決手続は行われていますが、こういった手続の存在・意義についての認識理解は我々国民に広く普及されていません。また、実情は裁判外の手続になるため時効中断等の法的効果がない、弁護士法の制約などで積極的に利用するに当たり支障がありました。そこで平成19年5月末までに施行されるADR法は裁判以外での紛争解決を促進するために認証制度を設けます。紛争等トラブルにはあまり係わりたくないものですが、いざというときのために知っておくと良いかもしれません。そこで認証制度とはどういうものなのか、いくつか簡単にご紹介します。

一定の基準・要件を設け、条件を満たした業者に認証を与える

適正な業務が可能な業者を選別する

業務上義務違反等の場合には認証取り消し

認証を受けた事業者は事業者の名称・所在地・業務内容等が公表される

十分な情報を利用者に提供することができる

認証を受けた事業者の裁判外紛争解決手続の申し立てに時効中断の効力を認める

時効により権利を失うことを心配することなく和解交渉が可能に

訴訟手続の中止

訴訟中に当事者共にその紛争解決を図る合意があるときに訴訟手続を中止できる。

認証を受けた事業者は認証業務であることを独占して表示することができる

業務内容など一定の事項を事務所に掲示しなければならない

利用者たる当事者に手続に関する内容等を書面にて説明する義務がある

認証を受けた事業者は弁護士等でなくとも報酬を得て業務を進めることができる



認証を受けるかどうかは事業者の自由であり、認証を受けない事業者も上記のような効果は認められませんが、これまでどおりに裁判外紛争解決手続をすることができます。

仲裁業務に関しては仲裁法により時効中断の法的効果が認められているため認証の対象とはなりません。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
(佐久間)

Q. 工事の丸投げとは

A. 丸投げは原則禁止

俗にいわれる「丸投げ」とは、工事を直接または間接に請け負った建設業者が、施工において実質関与を行わず、下請にその工事の全部（または、工区割りされた一定部分）を請け負わせることをいいます。建設業法では、「丸投げ」を「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、公共工事に限り、これを一切認めないこととしています。

一括下請負、いわゆる「丸投げ」については、建設業法で原則禁止していますが、発注者の承諾があれば、従来、公共工事においても一括下請負が認められていました。しかし、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、一括下請負を全面的に禁止し、公共工事の発注者は、一括下請負を承諾してはならないことになりました。

建設業法第22条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を参照ください。
(藤田)

ハッピーマンデー

一年のうち「国民の祝日」と呼ばれるのは、現在14日あります。平成12年の祝日法改正『通称：ハッピーマンデー法』で、成人の日（1月15日）と体育の日（10月10日）が各月の第2月曜日にかわり、平成15年の祝日三連休化法&改正老人福祉法により海の日（7月20日）と敬老の日（9月15日）もそれぞれ各月の第3月曜日になりました。ですから、14日ある国民の祝日のうち、4日は必然的に3連休になります。

さらに、平成19年より施行される改正祝日法では、みどりの日（4月29日）を昭和の日に、国民の休日（5月4日）をみどりの日として祝日に変更しています。また、国民の祝日が日曜日にあたる時、現在ではその翌日を休日としていますが、この改正によりその日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とすることになりました。《つまり・・・5月の大型連休で、5月3日もしくは4日が日曜日にあたった場合、5月6日が振替え休日となるわけです。》

ちなみに祝日の中でも、春分の日と秋分の日は法律で具体的に月日が明記されていません。いわゆる春分日（3月19日～21日）および秋分日（9月22日～24日）は毎年変わるため前年の2月付けの官報（国立天文台）で公表されているのです。今年の秋分の日は9月23日です。
(峯田)